

利用規約

本利用規約(以下「本規約」といいます。)は、利用者がロボスポクラブ町屋LABO(以下、本クラブといいます)を利用するためのルールを定めたものです。本クラブを利用するすべての方は、本規約に同意したものとみなします。

第1条(運営・管理)

本クラブの運営・管理(会員資格の取得・喪失・変更、会費・諸費用の収受、会員規約の制定・改廃等の決定手続きを含む)は、株式会社ロボットスポーツリーグが行います。

第2条(入会資格)

本クラブに入会できる方は、各要件を満たし、本クラブの趣旨に賛同し、本規約を承諾した方とします。また、本クラブを利用できるのは、医師から運動を禁じられていない方に限ります。

以下に該当する方は、入会資格を有しません。

- 刺青、タトゥー、またはこれに類するものがある方
- 暴力団関係者
- 会員の円滑なクラブライフに支障を来す可能性がある方
- その他、本クラブが不適当と認める方

また、入会後にこれらの事由が判明した場合、退会していただきます。

第3条(入会手続き)

入会希望者は、所定の入会手続きを行い、本クラブの承認を得たうえで、定められた会費・入会諸費用をお支払いください。また、必要に応じて医師の健康証明書の提出を求めることがあります。

未成年者が入会する場合、本人および保護者が連名で申し込む必要があります。この場合、保護者は、本人と連帯して本規約に基づく責任を負うものとします。

第4条(入会金)

会員は、本クラブが定める入会金を、所定の方法で支払わなければなりません。入会金は入会契約締結および履行のための必要費用であり、一度納入された入会金は返還いたしません。

第5条(会員資格の停止・除名)

本クラブは、会員が以下のいずれかに該当すると認めた場合、会員資格を一時停止または除名することができます。

1. 会費・諸費用を3カ月以上滞納した場合(除名の場合でも、未納分は全額納入していただきます)。
2. 本クラブの施設・機材を故意に毀損した場合。
3. 本規約および本クラブが定める規則に違反した場合。
4. 本クラブの名誉や信用を毀損、または秩序を乱した場合。

5. 入会書類に虚偽の記載があった場合。
6. 会員として品位を損なう行為があった場合。
7. 伝染病等、他人に感染するおそれのある疾病に罹患した場合。
8. 本クラブの合理的な指示・指導に従わなかった場合。
9. その他、本クラブが社会通念に照らし、会員として不適当と認めた場合。

第6条(会費の支払い)

会員は、本クラブの定める会費等を所定の方法で支払わなければなりません。会費の種類・金額・支払期限・支払方法は本クラブが定めるものとします。

(月会費は、会員資格がある限り、施設を利用しなくても支払い義務が発生します。)

第7条(休会)

1. 会員は、各月10日(10日が休館日の場合は翌営業日)までに所定の休会届を提出することで、翌月から休会できます。10日を過ぎた場合、休会は翌々月からとなります。
2. 休会期間は1カ月から6カ月までとし、休会費は本クラブが定める金額とします。休会延長を希望する場合は、休会最終月の10日までに再度休会届を提出してください。

第8条(会員種類の変更)

会員は、各月10日(10日が休館日の場合は翌営業日)までに所定の変更届を提出することで、翌月から会員種類を変更できます。10日を過ぎた場合は翌々月扱いとなります。

第9条(退会)

会員は、各月10日(10日が休館日の場合は翌営業日)までに所定の退会届を提出することで、その月末で退会できます。電話や口頭での退会手続きは受け付けません。

10日を過ぎた場合、退会は翌月末日となります。退会届を提出しない限り、会費の支払い義務は継続します。

第10条(休業日)

本クラブは、原則として別紙記載の日を定休日および季節休業日とします。また、施設の補修・整備やその他の理由により休業する場合があります。

休業のお知らせは、原則として2週間前までに館内掲示します。ただし、緊急工事等が必要な場合は、事前告知なしで休業することがあります。

第11条(臨時休業)

本クラブは、以下の事由により、一部または全部を閉鎖または臨時休業することがあります。

- 台風、異常気象、火災、地震等による業務支障
- 施設の改修・補修工事
- 法令の改廃、行政指導、社会情勢・経済状況の変化
- 施設の使用権限消滅などの運営上の事情
- その他、閉鎖または休業が必要と認められる場合

第12条(責任)

1. 会員は、自己の責任とリスク管理のもと、他の会員と協調して施設を利用するものとします。
2. 施設利用中の盗難・怪我・事故について、本クラブに過失がない場合、本クラブは責任を負いません。会員同士のトラブルも同様です。
3. 危険行為や技量を超えた行為は禁止とし、本クラブの事前承諾なしに有償で指導行為を行うことも禁止します。

第13条(規約の改定)

本クラブは、社会情勢・経済状況の変動等を考慮し、本規約および会員負担費用を改定することができます。改定する場合、1カ月以上前に施設内掲示およびホームページにて告知します。

第14条(施行日)

本規約は2025年3月1日より施行します。